様式第１５号(第３０条関係)

図書館施設等・学習館施設等使用許可取消等通知書

年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市教育委員会

　次のとおり使用許可を取消・変更します。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 許可を受けた施設等 |  |
| 許可を受けた使用日時 | 　　　　年　　月　　日午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分 |
| 取消・変更理由 |  |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。